

伊賀市公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請があったので、同条第2項の規定により、このことに異議のある登記関係者等は、伊賀市長に対し異議を述べるべき旨を公告する。

令和6年3月12日

伊賀市長 岡本 栄

1 認可地縁団体に関する事項

- (1) 名称 上町区
- (2) 区域 伊賀市柘植町上町区全域
- (3) 主たる事務所 伊賀市柘植町2292番地の1

2 申請のあった不動産に関する事項

土地 地目 山林

面積 1143 m²

所在地 伊賀市柘植町字並木6389番

所有権の登記名義人

氏名又は名称 持分21分の1 山尾 源助

住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植6039番地

氏名又は名称 持分21分の1 平野 源兵衛

住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植122番屋敷

氏名又は名称 持分21分の1 山下 友次郎

住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植1764番地

氏名又は名称 持分21分の1 山本 勝次郎

住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植6074番地

氏名又は名称 持分21分の1 松山 浅次郎

住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植127番屋敷

氏名又は名称 持分21分の1 松山 定之助

住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植126番屋敷

氏名又は名称 持分21分の1 松山 鹿藏

住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植6072番地

氏名又は名称 持分21分の1 平野 彦兵衛

住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植120番屋敷

氏名又は名称 持分21分の1 平野 菊松

住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植119番屋敷

氏名又は名称 持分21分の1 中島 房次郎

住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植118番屋敷

氏名又は名称 持分 21 分の 1 平野 弥三七
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 114 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平野 宇藏
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 6020 番地
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平野 與一郎
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 113 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 柘植 八龍エ門
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 112 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 松山 源治郎
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 111 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平岡 平四郎
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 117 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平野 万吉
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 120 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 松山 貞助
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 6057 番地
氏名又は名称 持分 21 分の 1 松山 浅次
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 6029 番地
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平野 寅松
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 6103 番地
氏名又は名称 持分 21 分の 1 松山 久一郎
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 124 番屋敷

土地

地目 山林

面積 238 m²

所在地 伊賀市柘植町字並木 6390 番

所有権の登記名義人

氏名又は名称 持分 21 分の 1 山尾 源助
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 6039 番地
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平野 源兵衛
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 122 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 山下 友次郎
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 1764 番地
氏名又は名称 持分 21 分の 1 山本 勝次郎
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 6074 番地
氏名又は名称 持分 21 分の 1 松山 浅次郎
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 127 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 松山 定之助
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 126 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 松山 鹿藏

住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 6072 番地
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平野 彦兵衛
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 120 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平野 菊松
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 119 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 中島 房次郎
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 118 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平野 弥三七
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 114 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平野 宇藏
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 6020 番地
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平野 與一郎
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 113 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 柘植 八龍エ門
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 112 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 松山 源治郎
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 111 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平岡 平四郎
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 117 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平野 万吉
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 120 番屋敷
氏名又は名称 持分 21 分の 1 松山 貞助
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 6057 番地
氏名又は名称 持分 21 分の 1 松山 浅次
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 6029 番地
氏名又は名称 持分 21 分の 1 平野 寅松
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 6103 番地
氏名又は名称 持分 21 分の 1 松山 久一郎
住 所 阿山郡東柘植村大字上柘植 124 番屋敷

3 異議を述べることができる者の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和 6 年 3 月 12 日から令和 6 年 6 月 12 日まで

5 異議申出の方法

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）別記申出書様式（第 22 条の 3 第関係））に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市長が必要と認める書類を添えて、伊賀市長に申し出るものとする。

郵送での申出も可とする（令和6年6月12日消印有効）。

連絡先 伊賀市伊賀支所
三重県伊賀市新堂313番地の1
電話 0595-45-9111